

長崎県交通局中央整備工場受変電設備更新工事

図 面 リ ス ト	
図面番号	図 面 名 称
---	表紙, 図面リスト
特—1	建築・設備工事共通特記仕様書(1)
特—2	建築・設備工事共通特記仕様書(2)
特—3	建築・設備工事共通特記仕様書(3)
特—4	建築・設備工事共通特記仕様書(4)
特—5	建築・設備工事共通特記仕様書(5)
特—6	電気設備工事特記仕様書
E—1	付近見取図, 配置図, 仮設発電機図
E—2	受変電設備単線結線図(改修後)
E—3	受変電設備単線結線図(改修前)



株式会社 濱谷 設計

HAMATANI
SEKKEI

長崎県営繕工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称	長崎県交通局中央整備工場受変電設備更新工事
2. 工事場所	諫早市貝津町1481
3. 敷地面積	
4. 工事内容	新営 (<input type="radio"/> 新築 <input type="radio"/> 増築 <input type="radio"/> 改築) <input checked="" type="radio"/> 改修 <input type="radio"/> ()

(1) 新営工事

	1	2	3	4
建物名称				
用途				
構造				
階数				
建築面積				
延床面積				
階				
階				
階				
階				
階				
計				
耐震安全性の分類 (官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)				
構造体	<input type="radio"/> I類 <input type="radio"/> II類 <input type="radio"/> III類			
建築非構造部材	<input type="radio"/> A類 <input type="radio"/> B類			

(2) 改修工事

	1	2	3	4
建物名称	長崎県交通局中央整備工場			
用途	整備工場			
階数	3			
延床面積	-			
改修内容	<input type="radio"/> 防水 <input type="radio"/> 外壁 <input type="radio"/> 建具 <input type="radio"/> 塗装 <input type="radio"/> 耐震 <input type="radio"/> 内装 <input checked="" type="radio"/> その他	<input type="radio"/> 防水 <input type="radio"/> 外壁 <input type="radio"/> 建具 <input type="radio"/> 塗装 <input type="radio"/> 耐震 <input type="radio"/> 内装 <input type="radio"/> その他	<input type="radio"/> 防水 <input type="radio"/> 外壁 <input type="radio"/> 建具 <input type="radio"/> 塗装 <input type="radio"/> 耐震 <input type="radio"/> 内装 <input type="radio"/> その他	<input type="radio"/> 防水 <input type="radio"/> 外壁 <input type="radio"/> 建具 <input type="radio"/> 塗装 <input type="radio"/> 耐震 <input type="radio"/> 内装 <input type="radio"/> その他
	受変電設備の更新			

5. 週休2日促進工事

適用しない
 適用する (発注者指定方式 受注者希望方式) なお、適用する場合は「現場説明書」週休2日促進工事によること。

6. 工事の余裕期間

適用しない
 適用する (発注者指定方式 任意着手方式) なお、適用する場合は「現場説明書」余裕期間制度活用工事によること。

7. 遠隔現場活用工事

適用しない
 適用する (発注者指定型 施工者希望型) なお、適用する場合は「現場説明書」遠隔現場活用工事の試行によること。

8. 工事範囲 (●印のついた工事種目が、本工事の工事範囲である。)

建築工事 (工事種目)	建物番号					電気設備工事 (工事種目)	建物番号				
	1	2	3	4	屋外		1	2	3	4	屋外
1 仮設工事						1 電灯設備					
2 土工						2 動力設備					
3 地業工事						3 電気自動車充電設備					
4 鉄筋工事						4 電熱設備					
5 コンクリート工事						5 雷保護設備					
6 鉄骨工事						6 変電設備					
7 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事						7 電力貯蔵設備					
8 防水工事						8 発電設備					
9 石工事						9 構内情報通信網設備					
10 タイル工事						10 構内交換設備					
11 木工						11 情報表示設備					
12 屋根及びとい工事						12 映像・音響設備					
13 金属工事						13 拡声設備					
14 左官工事						14 誘導支援設備					
15 建具工事						15 テレビ共同受信設備					
16 カーテンウォール工事						16 監視カメラ設備					
17 塗装工事						17 駐車場管制設備					
18 内装工事						18 中央入室管理設備					
19 ユニット及びその他工事						19 火災報知設備					
20 排水工事						20 中央監視制御設備					
21 舗装工事						21 構内配電線路					
22 舗装及び屋上緑化工事						22 構内通信線路					
23 その他						23 その他					
24											
25											

機械設備工事 (工事種目)	建物番号					昇降機設備工事 (工事種目)	建物番号				
	1	2	3	4	屋外		1	2	3	4	屋外
1 空調設備						1 一般エレベーター					
2 換気設備						2 一般油圧エレベーター					
3 排煙設備						3 普及型エレベーター					
4 自動制御設備						4 非常用エレベーター					
5 衛生器具設備						5 機械室レスエレベーター					
6 給水設備											
7 排水設備											
8 給湯設備											
9 消火設備											
10 ガス設備											
11 雨水利用設備											
12 搬入工事											
13 浄化槽設備											
14 厨房設備											
15 こみ処理設備											

設備概要 (●印のついたものを適用する)

方式及び種別	設備概要	
空調方式	<input type="radio"/> ()	
主要熱源機器	<input type="radio"/> ()	
自動制御方式	<input type="radio"/> 電気式 <input type="radio"/> 電子式 <input type="radio"/> デジタル式	
給水方式	<input type="radio"/> タンク方式 (<input type="radio"/> 高置タンク方式 <input type="radio"/> ポンプ直結方式) <input type="radio"/> 直結方式 (<input type="radio"/> 水道直結方式 <input type="radio"/> 水道直結増圧方式)	
排水方式	建物内の汚水と雑排水 <input type="radio"/> 合流式 () 系統 <input type="radio"/> 分流式 ポンプ排水 <input type="radio"/> あり (<input type="radio"/> 汚物 <input type="radio"/> 雑排水 <input type="radio"/> 湧水) <input type="radio"/> なし 排水槽 <input type="radio"/> あり (計画容量 ri) <input type="radio"/> なし 建物外放流先 (1) 汚水 (<input type="radio"/> 直放流下水管 <input type="radio"/> 浄化槽) (2) 雑排水 (<input type="radio"/> 直放流下水管 <input type="radio"/> 浄化槽)	
消火設備の種類	<input type="radio"/> 屋内消火栓設備 <input type="radio"/> スプリンクラー設備 <input type="radio"/> 泡消火設備 <input type="radio"/> 連結放水設備 <input type="radio"/> 連結送水管 <input type="radio"/> 不活性ガス消火設備 <input type="radio"/> ()	
ガスの種類	都市ガス 種別 () 高位発熱量 () MJ/Nm ³ 低位発熱量 () MJ/Nm ³ <input type="radio"/> 液化石油ガス	供給圧力 () Pa 供給事業者名 ()

(注意) 改修の場合は、既存概要を示す

II 工事仕様

1. 特記事項

- 章、項目は、番号の前に●印のついたものを適用する。適用しない項目等は、斜線、又は無印とする。
- 特記事項は、●印のついたものを適用する。
 ●印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
 ●印と※印がついた場合は、両方を適用する。
 ※印を適用しない場合は、○印に変えること。
- 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様等を記載する。
- 各章の特記事項にある () 内記載番号は下記による。
 (建○、○、○) 内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) の当該項目・図または表を示す。
 (電○、○、○) 内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) の当該項目・図または表を示す。
 (機○、○、○) 内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) の当該項目・図または表を示す。
 (改建○、○、○) 内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) の当該項目・図または表を示す。
 (改電○、○、○) 内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) の当該項目・図または表を示す。
 (改機○、○、○) 内の表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) の当該項目・図または表を示す。
 (共○、○、○) 内の表示番号は、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)、(電気設備工事編)、(機械設備工事編) に共通の当該項目・図または表を示す。
 (県共○、○、○) 内の表示番号は、長崎県建設工事共通仕様書の当該項目・図または表を示す。
- 印は、長崎県の「環境物品調達方針」の特記調達品目を示す。
- 関係法令の改正等により (条例を含む)、工事内容が法令に抵触する恐れのあることを認識した場合には、その対応について監督職員と協議すること。
- 形状寸法の単位は、特記した場合を除き、ミリメートルとする。

2. 適用基準等

- 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の基準による。
 - 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) [令和4年版] 国土交通大臣官房官庁営繕部監修
 - 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) [令和4年版] //
 - 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) [令和4年版] //
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) [令和4年版] //
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) [令和4年版] //
 - 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) [令和4年版] //
 - 公共建築設備工事標準仕様書 (電気設備工事編) [令和4年版] //
 - 公共建築設備工事標準仕様書 (機械設備工事編) [令和4年版] //
 - 建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) [令和4年版] //
 - 構内舗装・排水設計基準及び資料 [平成27年版] //
 - 長崎県建設工事共通仕様書 (令和6年4月) 第1編 (共通編) 第1章 (総則) 第1節 (総則)
 ただし、以下については、適用しない。
 - 1-1-1 適用 2項 文中
 「長崎県土木工事検査基準」、「長崎県土木工事検査指導職務要綱」
 - 1-1-2 用語の定義 1項 文中
 「段階確認」
 6項 文中
 「工事数量総括表」
 - 1-1-5 計画工程表 14項、36項 全文
 条文表題及び文中
 「計画工程表」は公共建築工事標準仕様書に準じて「実施工程表」と読み替えて適用する。
 - 1-1-6 施工計画書 1項 文中 (1) ~ (16) については、以下のとおり読み替えて準用する。
 - (1) 工事概要
 - (2) 実施工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 施工体系図
 - (5) 主要工種
 - (6) 品質計画 (品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工程施工計画書作成要領、検査立上り項目等)
 - (7) 養生計画
 - (8) 緊急時の体制及び対応
 - (9) 安全対策
 - (10) 環境対策
 - (11) 仮設計画
 - (12) 現場の就業時間
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (14) 産業廃棄物処理フロー図
 - (15) 総合評価に関する事項 (誓約事項、技術提案又は施工計画)
 ※総合評価添付方式実施時のみ
 - (16) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)
 - (17) その他
 - 1-1-23 建設副産物 10項、11項 全文
 - 1-1-24 監督職員による検査 (確認を含む) 及び立会等 5項、6項 全文
 - 1-1-25 出来形数量の算出 1項、2項 全文
 - 1-1-33 工事中の安全管理 1項 全文
 13項 文中 「土木工事」を「営繕工事」に読み替えて適用する。
 17項 なお書き以降
 18項 文中
 「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修訓練等を実施しなければならない。」を
 「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と読み替えて適用する。
 30項、36項 全文
 37項 文中
 「また作業線等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。」
 - 1-1-37 環境対策 4項 全文
 6項 文中
 「受注者は、トンネル坑内作業において (省略)、監督職員と協議するものとする。」
 - 1-1-43 工事測量 全文
 - 1-1-47 保険の付保及び事故の補償 1項、2項、3項 全文
 - 1-1-49 海上起重作業船団の船団長 全文
 - 1-1-50 潜水作業従事者 全文
 - 1-1-58 現道工事における交通処理対策 全文
 - 1-1-59 用地境界杭の設置 全文
 - 1-1-60 情報共有システムの利用 全文
 - 1-1-61 地盤情報の取扱いについて 全文

建築士事務所名 株式会社 濱谷設計
 1級建築士事務所 長崎県知事登録 第(22)-10168号
 設計者氏名 濱谷 雄二
 1級建築士 国土交通大臣登録 第243999号

工事名称 長崎県交通局中央整備工場受変電設備更新工事

図面名称 建築・設備工事共通特記仕様書 (1)

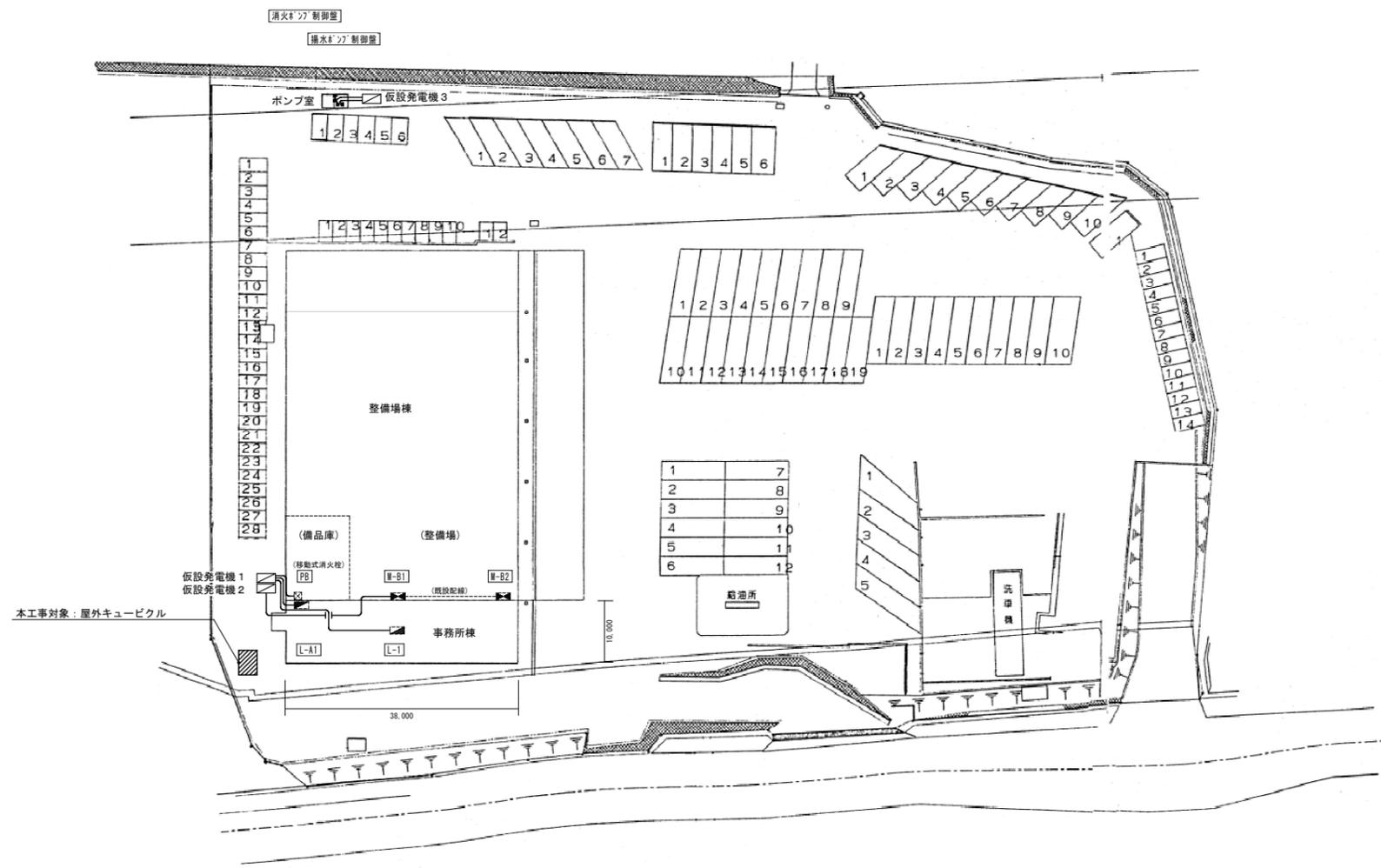
図面番号 特-1

設計年: 令和6年11月

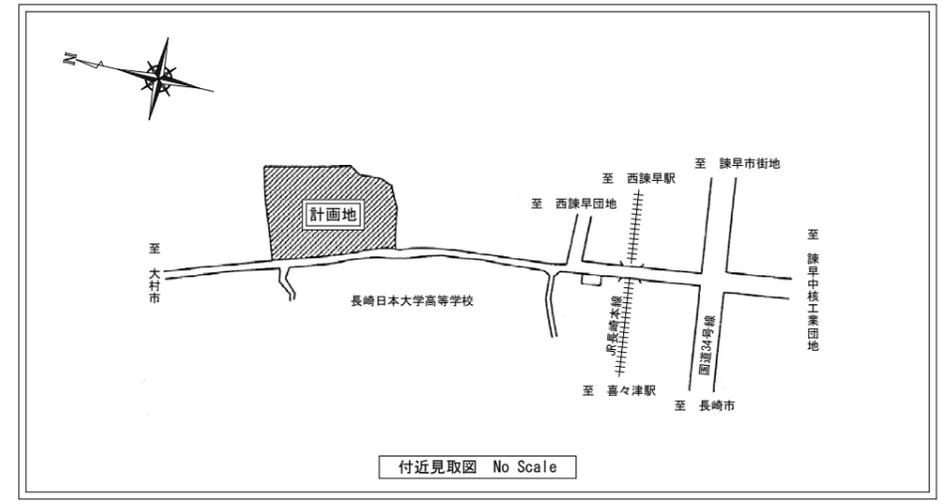
別表-2 (材料、機材等の品質及び性能) 特記I-11 証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける				「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋(参考)	
品目	対象材料名	品目	対象材料名		
床型枠用鋼製デッキプレート	標準仕様書、6章8節に規定する床型枠鋼製デッキプレートを対象	現場発泡断熱材	標準仕様書、19章9節に規定する現場発泡断熱材を対象	1-1-6 施工計画書	<p>特記仕様書の適用基準等では、長崎県建設工事共通仕様書(令和5年4月長崎県土木部)第1編 共通編第1章 総則を適用することとしていますが、この仕様書の中でも特に注意していただきたい事項について抜粋し、特記仕様書で読み替えた文言や不適用とした事項を書き替えて掲載しています。(以下に記載している項目だけが適用されているものではないので注意してください。)</p> <p>1. 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前かつ施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図 (5) 主要工種 (6) 品質計画(品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工種施工計画書、作成要領、検査立会い項目等) (7) 養生計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 現場の就業時間 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) 総合評価に関する事項(契約事項、技術提案又は施工計画) ※総合評価落札方式実施時のみ (16) 法定休日・所定休日(週休二日の導入) (17) その他</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p>
鉄骨柱下無収縮モルタル	標準仕様書、7章2節に規定する無収縮モルタルを対象	フリーアクセスフロア	標準仕様書、20章2節に規定するフリーアクセスフロアとし、使用用途は一般庁舎等の高さ600mm以下を対象とし、分類は下記による。 ①3000N ②5000N		
無収縮グラウト材	改修標準仕様書、8章2節に規定する無収縮グラウト材とし、プレミックス形及び現場調合形を対象	可動間仕切	標準仕様書、20章2節に規定する可動式間仕切を対象とし、国土交通大臣認定の「耐火構造間仕切」及び構造形式の空間の仕切り方のうち床置き形は対象外		
押出成形セメント板	標準仕様書、8章5節に規定する押出成形セメント板を対象	移動間仕切(スライディングドア)	標準仕様書、20章2節に規定する移動式間仕切を対象とし、使用用途は主として一般庁舎用を対象		
成形伸縮目地材	標準仕様書、8章5節に規定する伸縮目地材を対象	煙突用ライニング材	標準仕様書、20章2節に規定する煙突用ライニング材とし、コンクリート打込みを対象		
乾式保護材(防水立上部)	標準仕様書、9章2節に規定する既製調合モルタルを対象	天井点検口	標準仕様書、14章4節に規定する軽量鉄骨下地等に取付け天井点検口を対象。また外部軒天井に使用する場合は、その対応が可能なものを対象とする。		
セラミックタイル	標準仕様書、11章1節に規定するセラミックタイルを対象	床点検口	一般庁舎等の屋内及び外部玄関ポーチ部分の歩行用とし、コンクリート床スラブを対象とし、寸法は600角程度までとする。		
既製調合モルタル(タイル用)	標準仕様書、11章2節に規定する既製調合モルタルを対象	グレーチング	標準仕様書、21章2節に規定するものとし、一般庁舎の構内使用するグレーチングとしている。材料、用途による分類は下記による。 ①材料による分類 ・鋼製グレーチング ・ステンレス製グレーチング ②用途による分類 ・溝ふた(横断用、側溝用)、ますふた用、かさあげ用、U字側溝を対象とし、大スパン用及び荷重種別T-25用並びに床板用は対象外		
既製調合目地材	標準仕様書、11章2節に規定する既製調合目地材とし、主として外装用を対象	屋上緑化システム	標準仕様書、23章5節屋上緑化及び改修標準仕様書9章6節に規定する屋上緑化改修工事を主とし、区分は下記による。 ①屋上緑化システム(板状成形品タイプ) ②屋上緑化軽量システム		
ルーフトレン	標準仕様書、13章5節に規定するルーフトレンとし、コンクリート打ち込みタイプを対象	トップライト	一般庁舎の屋上に単体で設置するもので、ガラス等を採光部に用いた小規模の既製金属部材による製品(開口部は最大2,000mm角または長辺が3,000mmまでのもの)とし、30分以上の耐火性能を有するものを対象。 また、耐火性のない、透光性の合成樹脂成形ドーム等を持つ製品であっても、下部に網入りガラスを用い、30分以上の耐火性能を有するものは対象。 ただし、大型のアトリウムや特別の形状を持つ特注品及び上部に人が乗ることを想定したものは対象外		
吸水調整材(モルタル用)	標準仕様書、15章3節に規定する吸水調整材を対象	ボリマーセメントモルタル	改修標準仕様書、4章2節に規定するボリマーセメントモルタルを対象		
防水剤	標準仕様書、15章3節に規定する建具廻り等に使用するモルタルに混入する防水剤を対象	鋳鉄製ふた(マンホールふた、弁拵ふた)	公共建築工事標準仕様書(機械設備工編)の当該事項に規定するマンホールふた・弁拵ふたを対象		
アルミニウム製建具	標準仕様書、16章2節に規定するアルミニウム製建具とし、一般的なビル用建具を対象。新たに形材を製作するものや金属製カーテンウォール及び防音サッシは対象外。ただし、断熱サッシについては③(C種におけるH-3以上)を対象。 ①70 S-5、A-3、W-4 (A種) ②70 S-5、A-3、W-4 (B種) ③70・100 S-6、A-4、W-5 (C種)	クロウザー類	標準仕様書、16章8節に規定するクロウザー類を対象とし、下記による。 ①ドアクロウザー(標準型建具用を含む) ②ヒンジクロウザー ③フロアヒンジ		
樹脂製建具	標準仕様書、16章3節に規定する樹脂製建具を対を対象	自動ドア機構	標準仕様書、16章9節に規定するスライディングドア用及びスライディング用自動ドア開閉装置を対象とし、下記による。 ①駆動装置・制御装置(スライディングドア、スイングドアに適用) ②検出装置(スライディングドア、スイングドアに適用)		
鋼製建具	標準仕様書、16章4節に規定する鋼製建具(標準型鋼製建具を含む)を対象とし、建具の分類は下記による。 ①鋼製建具(簡易機密性を除く) ②鋼製建具(簡易機密性)	自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)	標準仕様書、16章10節に規定する自閉式上吊り引戸装置とし、主として身体障害者等が使用する一般用庁舎等の事務室出入口、屋内用、屋外用の身体障害者用便所の出入口を対象		
鋼製軽量建具	標準仕様書、16章5節に規定する鋼製軽量建具(標準型鋼製軽量建具を含む)を対象とし、建具の分類は下記による。 ①鋼製軽量建具(簡易気密性を除く) ②鋼製軽量建具(簡易気密性)	重量シャッター	標準仕様書、16章11節に規定する重量シャッターを対象とし、種類は下記による。 ①用途による種類:一般重量シャッター、外部用防火シャッター、屋内防火シャッターを対象とし、防災シャッターは対象外 ②開閉機能による種類:上部電動式(手動併用)及び上部手動式を対象 ③スラットの形式による種類:インターロック型を対象とし、オーバーラッピング形は対象外		
ステンレス製建具	標準仕様書、16章6節に規定するステンレス製建具を対象とし、簡易機密性は対象外	軽量シャッター	標準仕様書、16章12節に規定する軽量シャッターを対象とし、開閉機能による種類は上部電動式(手動併用)、手動式を対象		
錠前類	標準仕様書、16章8節に規定する錠前類及び標準型建具用のレバーハンドルを対象とし、下記による。 ①シリンダー箱錠(シリンダー箱錠) 標準型建具用を含む(レバーハンドル) 標準型建具用 ②シリンダー本軸リ錠	オーバーヘッドドア	標準仕様書、16章13節に規定するオーバーヘッドドアを対象とし、種類は下記による。 ①セクション材料による種類:スチールタイプ、アルミニウムタイプ、ファイバークラスチックタイプを対象 ②開閉方式による区分:バランスタイプ、チェーン式、電動式を対象 ③強度による区分:JIS A 4715「オーバーヘッドドア構成部材」による区分50、75、100、125を対象 ④収納形式による区分:スタンダード形、ローヘッド形、ハイリフト形、パーナカル形を対象		
クロウザー類	標準仕様書、16章8節に規定するクロウザー類を対象とし、下記による。 ①ドアクロウザー(標準型建具用を含む) ②ヒンジクロウザー ③フロアヒンジ	ガラス	標準仕様書、16章14節に規定するガラスを対象		
自動ドア機構	標準仕様書、16章9節に規定するスライディングドア用及びスライディング用自動ドア開閉装置を対象とし、下記による。 ①駆動装置・制御装置(スライディングドア、スイングドアに適用) ②検出装置(スライディングドア、スイングドアに適用)				
自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)	標準仕様書、16章10節に規定する自閉式上吊り引戸装置とし、主として身体障害者等が使用する一般用庁舎等の事務室出入口、屋内用、屋外用の身体障害者用便所の出入口を対象				
重量シャッター	標準仕様書、16章11節に規定する重量シャッターを対象とし、種類は下記による。 ①用途による種類:一般重量シャッター、外部用防火シャッター、屋内防火シャッターを対象とし、防災シャッターは対象外 ②開閉機能による種類:上部電動式(手動併用)及び上部手動式を対象 ③スラットの形式による種類:インターロック型を対象とし、オーバーラッピング形は対象外				
軽量シャッター	標準仕様書、16章12節に規定する軽量シャッターを対象とし、開閉機能による種類は上部電動式(手動併用)、手動式を対象				
オーバーヘッドドア	標準仕様書、16章13節に規定するオーバーヘッドドアを対象とし、種類は下記による。 ①セクション材料による種類:スチールタイプ、アルミニウムタイプ、ファイバークラスチックタイプを対象 ②開閉方式による区分:バランスタイプ、チェーン式、電動式を対象 ③強度による区分:JIS A 4715「オーバーヘッドドア構成部材」による区分50、75、100、125を対象 ④収納形式による区分:スタンダード形、ローヘッド形、ハイリフト形、パーナカル形を対象				
ガラス	標準仕様書、16章14節に規定するガラスを対象				
				1-1-17 調査・試験に対する協力 2項~6項 略	1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に報告するものとする。
				1-1-18 工事の一時中止	1. 受注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒音、暴動その他の自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-48 騒音の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適当と認められた場合 (3) 工事難手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合
				1-1-23 建設副産物	1. 受注者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱(長崎県土木部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 2. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。 3. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。 4. 受注者は、「当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)第15条に基づき、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる省令第9条に規定する建設資材に規定する指定建設資材を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。 5. 受注者は、当該工事で資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正法律第69号)第34条に基づき、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となる省令第7条に規定する指定副産物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画書(確認結果票含む)を所定の様式に基づき作成した後、速やかに監督職員に提出してその内容を説明のうえ、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、受注者は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存しなければならない。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書(提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの)の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 (2) 受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。
					1. 受注者は、下請契約書及び下請代金内訳書 (1) 受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。 また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書(提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの)の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみ変更の場合はこの限りではない。 (2) 受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人も含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員へ提出すること。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。
					1. 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものである

改修工事内容:

- ・既設キュービクル二次側ケーブルを取外し
- ・既設キュービクルを撤去
- ・新設キュービクルを敷設
- ・取外した既設二次側ケーブルを接続



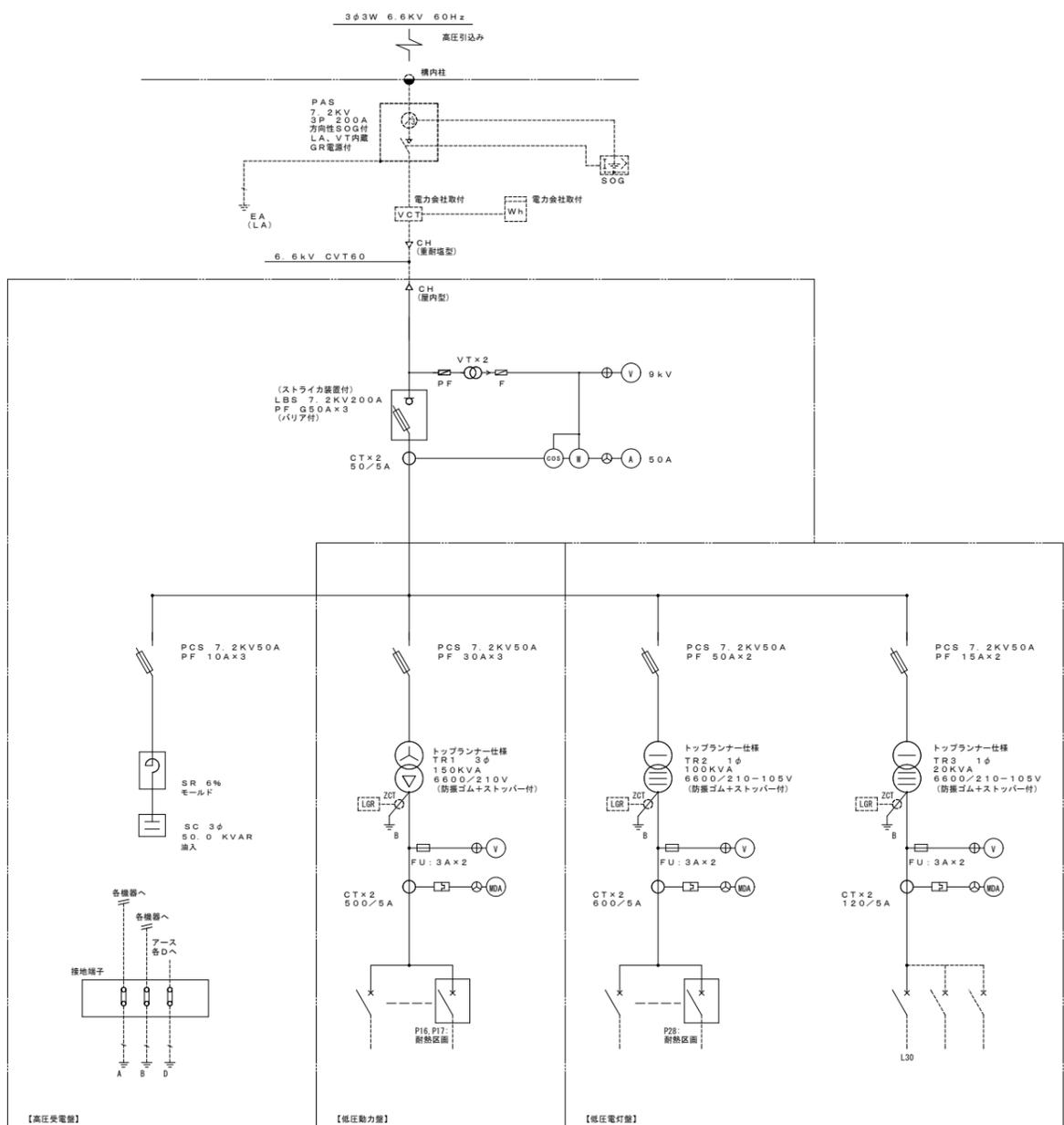
配置図 1/500



番号	負荷名称	負荷容量 kW	配線用遮断器 MOCB	発電機容量 kVA	仮設ケーブル	保護管	備考
1	L-A1	9.61	3P 50AF50AT	40	CVT14 E2 × 2	FEP40	
	L-1	25.44	3P 250AF150AT		CVT60 E8 × 2	FEP65	
	移動式消火栓	0.10	2P 50AF20AT		CV3.5-3C	FEP30	
2	M-B1	13.00	3P 100AF75AT	20	CVT22 E5.5 × 2	FEP40	ルーファン、耐火シャッター
	消火ポンプ	5.50	3P 50AF50AT	10	FP8-3C E2.0 × 2	FEP30	
揚水ポンプ	0.75	3P 50AF20AT	CV3.5-3C E2.0		FEP30		

- ※ 1) 停電作業は、施設の運営に支障が無いように、施設管理者及び監督職員と協議を行う事。
- 2) 設置する仮設発電機は低騒音型を使用すること。
- 3) 図示の太線の破線は仮設発電機までの配管・配線を表す。配管・配線は施設利用者に注意し、可能な限り壁面へ敷設すること。
- 4) 仮設発電機の設置箇所には鉄板を敷くこととする。
- 5) 発電機は4時間分の運転を想定しており、対応した燃料を見込むものとする。

※本受変電設備は『専用受電設備』の為、消防法の基準に適合させること。



特記事項

適用規格	JIS-C-4620 高圧受電設備指針に基づき製作、施工する。
構造・材料	SUS製、指定色塗装仕上げ。(屋外型 耐塩仕様) 外面に取り付ける開口部は、虫・動物が侵入しないようにする。 扉を開いた状態で高圧充電部に容易に触れる恐れがある場合は、カバー等で保護する。
防錆対策	底板付とし、扉はスリッパを取り付ける。
防振対策	使用するボルト・ナット類は、全てSUS製とする。
防塵対策	変圧器は、耐震スリッパ・防振ゴム(耐荷重)を設置する。
換気装置	変圧器と低圧母線の接続には可とう導体にて接続する。
照明/コンセント	各扉の内側にはLED照明を設置する (175W/手動 切替)。 各開閉器盤には、点検用コンセント(2口以上、接地端子付)を設けること。
予備品・付属品	予備品は20%とする(電力用、制御回路用)。表示用5V共。付属品箱に収容すること。
受電機器	受電用遮断器の遮断容量及び引込ケーブル径は推定値であるため、施工にあたっては電力会社と協議の上決定すること。
負荷機器	負荷容量及び二次側ケーブル径は参考値である。

機器凡例

CH	ケーブルヘッド
DS	断路器
VT	計器用変圧器
CT	計器用変流器
F	ヒューズ
PF	高圧限流ヒューズ
VCB	高圧真空遮断器
LBS	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ ストライク引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付
TR	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
ZCT	零相変流器
I>	過電流継電器 (OCR)
I>>	地絡方向継電器 (DGR) SOG制御装置(方向性)
PA	力率計
W	電力計
V	電圧計
A	電流計
W&A	力率計
⊕	電圧計切替スイッチ VS
⊗	電流計切替スイッチ AS
LGR	低圧地絡継電器
MDA	最大需要電流計
⊕	接地 種別は図示による
Wh	電力量計

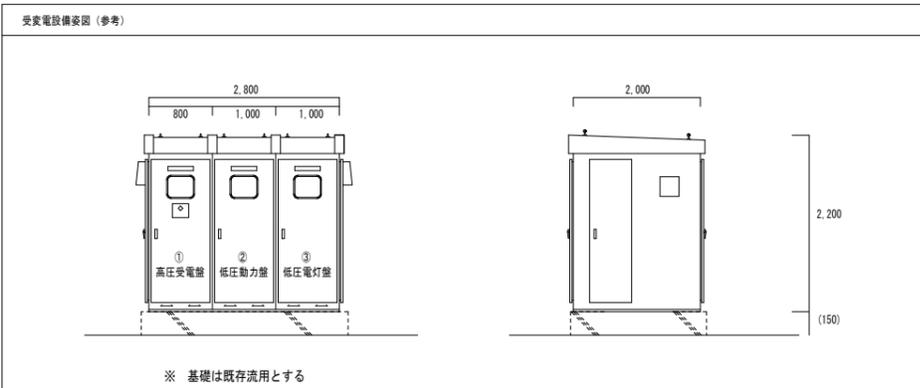
盤名称	低圧動力盤			
No.	開閉器サイズ	負荷名称	容量(kW)	配線サイズ
P11	MCCB 3P 225AF 200AT	M-1	43.66	100
P12	MCCB 3P 225AF 150AT	M-A1	23.55	60
P13	MCCB 3P 100AF 100AT	M-B1	14.00	38
P14	MCCB 3P 225AF 200AT	M-B3	31.64	60
P15	MCCB 3P 225AF 150AT	M-B5	20.00	60
P16	MCCB 3P 100AF 75AT ※	M-B1	13.00	FP22
P17	MCCB 3P 50AF 50AT ※	消火ポンプ	5.50	FP8
P18	MCCB 3P 50AF 50AT	外構	3.70	14
P19	MCCB 3P 50AF 50AT	M-B4	10.00	14
-	MCCB 3P 225AF 200AT	予備スペース	-	-

盤名称	低圧電灯盤			
No.	開閉器サイズ	負荷名称	容量(kVA)	配線サイズ
L21	MCCB 3P 225AF 150AT	L-1, 2, 3	25.44	60
L22	MCCB 3P 50AF 50AT	L-A1	9.61	14
L23	MCCB 3P 100AF 100AT	L-B1	18.72	38
L24	MCCB 3P 100AF 100AT	L-B2	14.13	22
L25	MCCB 3P 225AF 150AT	L-B3, 4	15.58	60
L26	MCCB 3P 100AF 75AT	L-B5	15.00	22
L27	MCCB 3P 50AF 50AT	外構	3.00	14
L28	MCCB 2P 50AF 20AT ※	移動式消火栓	-	3.5
L29	MCCB 3P 50AF 50AT	予備	-	-
L210	MCCB 2P 50AF 20AT	GR電源	-	-
L211	MCCB 2P 50AF 20AT	盤内電源	-	-
-	MCCB 3P 225AF 200AT	予備スペース	-	-
TR3負荷				
L30	MCCB 2P 100AF 100AT	S-2 (溶接機) 200V	20.00	60
-	MCCB 3P 100AF 100AT	予備スペース	-	-
-	MCCB 3P 100AF 100AT	予備スペース	-	-

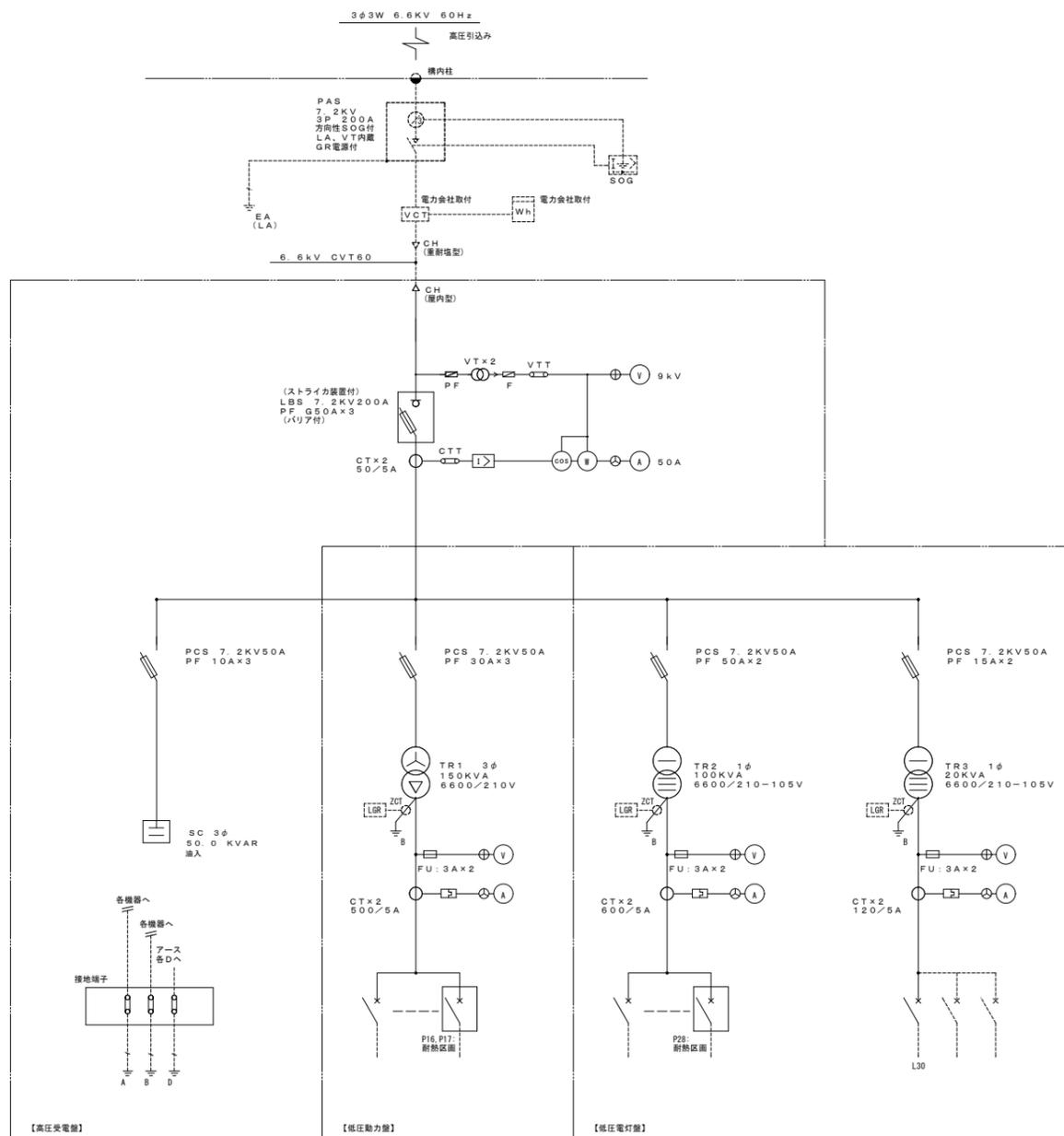
※ 耐熱遮断器

※ 耐熱遮断器

受変電設備 単線結線図 (改修後)



※ 基礎は既存流用とする



特記事項

構造・材料	鋼板製、亜鉛溶射後指定色塗装仕上げ。(屋外型 耐塩仕様)
負荷機器	負荷容量及び二次側ケーブル径は参考値である。

機器凡例

CH	ケーブルヘッド
DS	断路器
VT	計器用変圧器
CT	計器用変流器
F	ヒューズ
P F	高圧限流ヒューズ
V C B	高圧真空遮断器
L B S	高圧交流負荷開閉器 限流ヒューズ・ストライカ引外・絶縁バリヤ・前面保護カバー付
T R	油入変圧器 ダイヤル温度計・防振ゴム付
Z C T	零相変流器
I >	過電流継電器 (OCR)
I + >	地絡方向継電器 (DGR) SOG制御装置(方向性)
W	力率計
W	電力計
V	電圧計
A	電流計
W	力率計
⊕	電圧計切換スイッチ VS
⊕	電流計切換スイッチ AS
LGR	低圧地絡継電器
MDA	最大需要電流計
⊕	接地 種別は図示による
Wh	電力量計

盤名称	低圧動力盤			
No.	開閉器サイズ	負荷名称	容量(kW)	配線サイズ
P11	MCCB 3P 225AF 200AT	M-1	43.66	100
P12	MCCB 3P 225AF 150AT	M-A1	23.55	60
P13	MCCB 3P 100AF 100AT	M-B1	14.00	38
P14	MCCB 3P 225AF 200AT	M-B3	31.64	60
P15	MCCB 3P 225AF 150AT	M-B5	20.00	60
P16	MCCB 3P 100AF 75AT ※	M-B1	13.00	FP22
P17	MCCB 3P 50AF 50AT ※	消火ポンプ	5.50	FP8
P18	MCCB 3P 50AF 50AT	外構	3.70	14
P19	MCCB 3P 50AF 50AT	M-B4	10.00	14
-	MCCB 3P 225AF 2A-S	予備2A-S	-	-

※ 耐熱遮断器

盤名称	低圧電灯盤			
No.	開閉器サイズ	負荷名称	容量(kVA)	配線サイズ
L21	MCCB 3P 225AF 150AT	L-1, 2, 3	25.44	60
L22	MCCB 3P 50AF 50AT	L-A1	9.61	14
L23	MCCB 3P 100AF 100AT	L-B1	18.72	38
L24	MCCB 3P 100AF 100AT	L-B2	14.13	22
L25	MCCB 3P 225AF 150AT	L-B3, 4	15.58	60
L26	MCCB 3P 100AF 75AT	L-B5	15.00	22
L27	MCCB 3P 50AF 50AT	外構	3.00	14
L28	MCCB 2P 50AF 20AT ※	移動式消火栓	-	3.5
L29	MCCB 3P 50AF 50AT	予備	-	-
L210	MCCB 2P 50AF 20AT	GR電源	-	-
L211	MCCB 2P 50AF 20AT	盤内電源	-	-
-	MCCB 3P 225AF 2A-S	予備2A-S	-	-
TR3負荷				
L30	MCCB 2P 100AF 100AT	S-2 (溶接機) 200V	20.00	60
-	MCCB 3P 100AF 2A-S	予備2A-S	-	-
-	MCCB 3P 100AF 2A-S	予備2A-S	-	-

※ 耐熱遮断器

受変電設備 単線結線図 (改修前)

